

研究ノート

高齢者の犯罪に関する一考察

—「司法」から「福祉」の視点へ—

砂田 淳一郎¹・伊東 享子²

A Study of Crimes Committed by the Elderly

—From 「Justice」 to 「Welfare」—

SUNADA Junichiro · ITO Kyoko

キーワード：高齢者、犯罪、司法的視点、福祉的視点、共生

1. はじめに

2015（平成27）年6月に発生した、新横浜・小田原間を走行中の東海道新幹線内における高齢者による放火事件は記憶に新しい。本件は、男性（71）が借金等を苦に東海道新幹線内で焼身自殺を図ったため火災が発生した事件である。昨今、このような高齢者による犯罪が増加傾向にある。下記の図1は、近年の一般刑法犯における65歳以上の高齢者（以下、高齢者という）の検挙人員の推移についてまとめたものである。

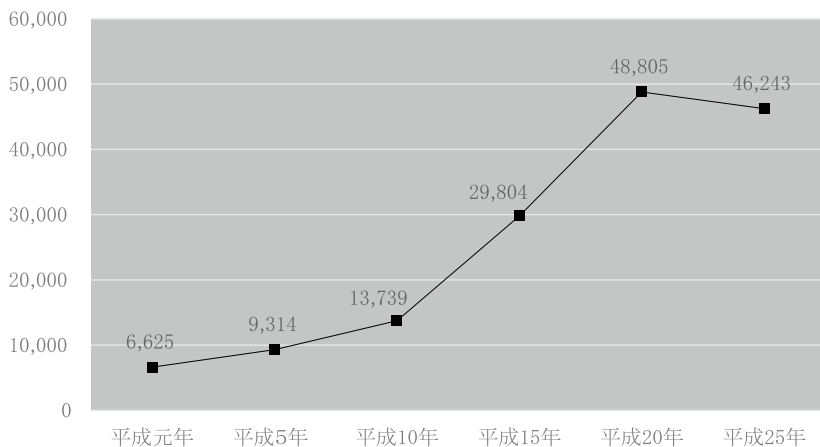


図1 高齢者の検挙人員の推移

資料：法務省「平成26年版犯罪白書－窃盗事犯者と再犯－」をもとに著者作成

¹ 星槎大学共生科学部

² 星槎大学共生科学部（非常勤講師）

図1より、2013（平成25）年に若干の減少が見られるが、ここ20年間で、約7倍も増加していることが伺える。犯罪の種類については窃盗が最も多い。そして、主な要因として、孤立や貧困が挙げられる。つまり、高齢者が犯罪に手を染めざるを得なかった背景には、地域や親族関係を含めた人間関係の希薄さなどによる高齢者の社会的孤立や、貧困による経済的問題があるものと推測される。また、累犯者、つまり何回も犯罪を繰り返す者も多い。このように、近年では高齢者の犯罪の動向について目が離せないのが現状である。

高齢者は、行った犯罪行為により刑罰を科されるが、窃盗などの軽微な犯罪が多いため、比較的早く社会に復帰する。しかし、高齢であるが故に、彼らは、独力で罪を犯した原因や背景などを改善することが難しく、結果として再犯・累犯に繋がるのではないか。また、彼らは、一度罪を犯すと社会的排除者と見なされてしまい、その結果、地域で生活することが困難となる。しかし、このことに関しては、先述した要因に加え、地域力の弱さとして地域社会の課題と捉えるべきである。

そこで、本稿では、増加する高齢者の犯罪の実態を示した上で、司法的視点から福祉的視点で高齢者の犯罪について考察し、どのような形で罪を犯した高齢者が地域社会に定着しているのかについて言及することを目的とする。

2. 高齢者の犯罪の動向

現在、日本は、急速に超高齢社会の一途を辿っている。高齢化の要因について、内閣府は「高齢化の要因は大きく分けて、①平均寿命の延伸による65歳以上人口の増加と、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである」と述べている（内閣府2014）。下記の図2は、男女別平均寿命の推移と将来推計についてまとめたものである。

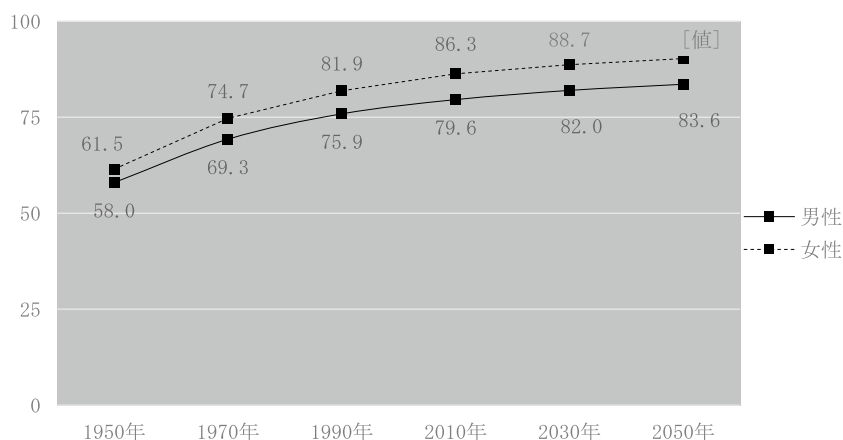


図2 平均寿命の推移と将来推計

資料：内閣府「平成26年版高齢社会白書」をもとに著者作成

図2より、男女共に平均寿命が延びていることが伺える。また、総務省統計局によると、2015（平成27）年9月15日現在の65歳以上の高齢者人口は、過去最高の“3,384万人”となり、総人口に占める割合（高齢化率）は“26.7%”と過去最高となった¹⁾。

そして、この中には、様々な理由から犯罪者になってしまう高齢者が数多く存在する。そこで、更生保護法の第1条²⁾で規定されている目的に照らしながら彼らの処遇について検討していくために、法務省が作成している『犯罪白書』より昨今の高齢者の犯罪の動向について分析³⁾し、その上で高齢者の犯罪の増加の要因を探っていくこととする。

平成26年版犯罪白書によると、一般刑法犯における高齢者の検挙人員について、罪名別に見ると、上位3つは、①窃盗、②傷害・暴行、③殺人の順となっている。これら犯罪について、近年の推移を見ると、①は、1989（平成元）年に“5,137人”であったが、2015（平成25）年には“34,060人”となっており、ここ25年間で約7倍にも増加している。また、その内訳は圧倒的に「万引き」が多い。次に②では、1989（平成元）年に“189人”であったが、2015（平成25）年には“4,594人”となっており、約24倍にも増加している。そして、③についても、1989（平成元）年には“48人”であったが、2015（平成25）年には“156人”と約3倍にもなっており、①・②と同様に増加傾向にある。

また、平成20年版犯罪白書においては、特集として「高齢犯罪者の実態と処遇」⁴⁾が組まれた。この特集について、小坂は「急増している高齢犯罪者の動向を、警察、検察、刑事施設及び保護観察という刑事司法の各手続き・処遇段階に分け、主要な数値を紹介した後に、最近の高齢者犯罪の動向とその背景について概括している」と述べている（小坂2009）。そしてその中で、高齢犯罪者の属性を、高齢初発群・前歴あり群・前科あり群・受刑歴あり群の4つの群に分けてそれぞれ分析している。そこで、本稿では「受刑歴あり群」に焦点を当て、上記の①・②・③について考察していく。なぜならば、次章において、2008（平成20）年に施行された更生保護法に基づき、65歳以上の高齢受刑者（以下、受刑者という）が社会に復帰するにあたり、再犯することなく地域に定着できるように支援していく方策について模索するからである。

まず①について、高齢窃盗事犯を男女別に見ると、男性の場合、概して所持金が少なく、ホームレスか、あるいは住所不定の者が多く、生活費に困窮した結果、万引き（少額等の食料品等）に至る者が多い。一方女性の場合は、切羽詰まったものではないものの、経済的不安を感じることで金銭の節約や食料品等を盗む傾向が見られる。また、男女共に、犯行に至った理由については、疎外感や被差別感を有しており、周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤立感（下線筆者）といった心理的作用が影響している可能性がある。

次に②について、高齢傷害・暴行事犯者は、本人の資質、置かれた環境、被害者との関係など様々な要因が絡み合い、犯罪に繋がっているものが多い。さらに、その特徴として、飲酒の影響が認められる。例えば、外出先で飲酒して泥酔し、交通機関を利用するなどして、職員や乗客との間でトラブルが起き、その結果、犯行に至った軽微なものが多数含まれている。一方通常の判断能力をもってすれば、話し合いで解決できる問題でも、高齢者特有の「頑固・偏狭な態度」や、「自尊心・プライド」を傷つけられたことで近隣との人間関係が崩れ

た結果、トラブルを起こして犯行に及んでいる者も多い。これは、認知面による問題を抱えている可能性（下線筆者）を示唆している。

最後に③について、高齢者による殺人は親族殺が多いことが特徴として挙げられる。その主な理由として、経済的な不安が背景にあり、その結果として将来について悲観的になることが多い。また、介護疲れによるものも多い。そして、激情・憤怒や報復・怨念ではなく、債務返済や生活困窮など、いわゆる経済的動機に偏っている傾向が見られる。

さらに、犯罪白書の資料を前提に考えた際、特筆すべきは高齢者の女性による親族殺事犯である。つまり、被害者（配偶者）に疾病があることによる経済的不安に加え、配偶者の死後による精神的不安から犯行に及んでしまうという背景（下線筆者）についても推測できる。

以上、特に高齢者の検挙人員が多い「窃盗」、「傷害・暴行」、「殺人」を中心に、高齢者の犯罪について見てきた。そして、そこには、孤立といった社会的要因と、貧困といった経済的要因の2つが浮かび上がった。高齢者の犯罪とその要因について、吉川は「高齢者の犯罪の種類は、『窃盗』が一番多くて背景には『経済的要因』がある。加えて、『孤立』があげられよう」と述べている（吉川 2012）。さらに、中尾においても「背景には、経済的な困窮と支える家族縁の薄さが透けて見える」と述べている（中尾 2014）。また、「殺人」を除けば比較的軽微な犯罪であるが故に、受刑者は、刑期を終えて社会に戻った時に犯行時と同じ状況に置かれれば、再犯もしくは累犯に繋がる可能性があることも否定できないのではないかと考える。現に、何回も犯罪を繰り返す者がいることも事実である。

そこで、次章では、受刑者が再び罪を犯すことなく、社会の一員として地域に定着していくためにはどのような制度があるのか、更生保護法などを中心に法律の概要とその機能について述べていく。

3. 「司法」における取り組み

(1) 刑事司法

先述したように、高齢者が犯罪を起こす要因には、孤立などの社会的要因と、貧困といった経済的要因が背景にあることがわかった。つまり、高齢者の犯罪は、様々な要因が複雑に絡み合った結果、犯罪に至る経緯がある。

日本では、行われた犯罪行為に対して、それに見合う刑罰が法律（刑法）によって定められており、このことを罪刑法定主義という。これにより、場合によっては情状の酌量の余地が認められて刑の減軽措置が図られることもあるが、再犯あるいは累犯になると、たとえ微罪であっても実刑判決が下され、矯正施設⁵⁾に収容されることが多い。

一方矯正施設においては、その生活は良好であり、法定期間が過ぎると仮釈放の対象となる。このことに関しては、刑法第28条⁶⁾の“改悛の状”が前提にある。さらに、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する法律（以下、社会内処遇規則という）第28条⁷⁾では、①改悛の状があること、②改善更生の意欲があること、③再犯のおそれがないこと、④社会の感情がこれを許すことと規定している。そして、仮釈放の許否

については、地方更生保護委員会（以下、地方委員会という）が行う。

矯正施設の長は、地方委員会の他にも保護観察所に受刑者の身上調査について書面⁸⁾により通知する。保護観察所は、この書面を基にして受刑者が社会復帰する上での、本人の意思を考慮しながら生活環境の調査・調整を図る。そして、地方委員会が仮釈放の許否を判断する。また、たとえ法定条件を満たしていたとしても、社会における衣食住という物理的な生活条件と、身元保証人という人的な生活条件が整備されていないと、仮釈放の対象とはならず満期釈放になることも多い。仮釈放の場合には帰住予定地が決まっており、保護観察所が行う生活環境調整の結果が、保護観察官や保護司の指導の下でそのまま社会内処遇⁹⁾に引き継がれることとなる。このことについて、野坂は「釈放直後にホームレスになってしまうとか、再犯の危険性が著しく高まるなどの状況については、原則として回避できるのではないか」と述べている（野坂 2015：8）。

しかし、上記のように生活条件が整わなければ「満期釈放」になる可能性が高くなる。さらに高齢者の場合は、所持金が少ない上に就労することも難しく、また疾病を抱えていることが多い上に、身寄りがいないといったこともあり得る。したがって、釈放後においては、医療・福祉に繋げる必要性が出てくる。そこで、2008（平成 20）年に施行された更生保護法の趣旨に基づき、受刑者が善良な社会の一員として社会復帰し、再犯・累犯に至らないようにするために「福祉」の視点を取り入れた施策が創設された。

（2）「司法」から「福祉」への流れ

受刑者の社会復帰において「福祉」の視点を取り入れた具体的政策について、①特別調整の創設、②地域生活定着支援センターの設置、③社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者からなる福祉専門官の矯正施設への配置の3点が挙げられる。それぞれの詳細については、下記のとおりである。

①特別調整

特別調整とは、矯正施設に収容されている高齢者や障害者が社会復帰する際に、医療・福祉に繋げる必要がある場合、彼らの支援体制を整備するために法務省と厚生労働省が連携して、2009（平成 21）年から開始された制度である。受刑者に対する特別調整の対象要件については、以下のとおりである（ただし、全ての要件を満たした者に限る）。

- ・ 高齢（おおむね 65 歳以上）又は、身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ・ 釈放後の住居がないこと
- ・ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ・ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ・ 特別調整を希望していること
- ・ 個人情報提供に同意していること

さらに、特別調整においては、矯正施設の所在地を管轄する保護観察所に勤務する保護観察官が特別調整担当官となり、特別調整の対象者が釈放後、速やかに公共の福祉関係機関などから必要なサービスを受けることができるように、地域生活定着支援センターと密に連携

をとっている。

②地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センター（以下、センターという）は、地域生活支援事業により、全ての都道府県に設置されている。職員については、原則として社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者、または“これと同等に業務を行うことが可能であると認められる者”が1名以上配置されている。

センターの目的は、矯正施設や保護観察所と協働して、特別調整の対象者が、退所後すぐに必要となる医療・福祉サービスを円滑に提供できるように調整することである。したがって、センターそのものにはいわゆる“収容保護機能”は設けられていない。そこで、自立が困難な元受刑者を一時的に受け入れる施設として、更生保護施設¹⁰⁾のうち約半数近くを指定更生保護施設と定め、社会福祉士などの専門職を配置した。指定更生保護施設は、バリアフリーなど環境面においても整備された施設であり、一定の期間入所させることで、その間に生活保護や障害者手帳についての申請を準備し、その後、本格的に医療・福祉の支援に繋げていく流れである。

③福祉専門官の役割

2014（平成26）年度より、法務省は、矯正施設において社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を常勤職員として配置することを発表した¹¹⁾。つまり、福祉専門官の誕生である。同専門官になるための要件は、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者であること、さらに5年以上の相談援助業務の経験が必須となっている。福祉専門官は、特別調整担当官と連携をとりながら、社会復帰が困難な受刑者に対し支援を行う準備をする。

このように、釈放後、速やかに受刑者が社会復帰できるように環境を整えることで、彼らとの信頼関係を構築し、彼ら特有の課題やニーズと向き合いながら社会復帰を支援していくために、「司法」から「福祉」への連携の流れが創られたことは大きく評価されるべきである。

4. 「福祉」における取り組み

まず、高齢者の犯罪について、福祉の視点から捉えた先行研究は殆ど見当たらない。国立情報学研究所の論文・図書・雑誌等の学術情報を検索できる文献データベース CiNii（サイニイ）において「高齢者」、「犯罪」、「福祉」などをキーワードにして文献検索した結果、法学、つまり司法の視点から高齢者の犯罪について研究しているものばかりであった。しかし、榊原は「高齢者を犯罪に追い込まない地域社会の支えと福祉のサポートは欠かせない」と述べており（榊原2009）、高齢者の犯罪を予防する上で福祉の視点が不可欠であることを指摘している。また、中尾においても「学的領域としては法学がベースとなり、その他の研究領域では社会福祉学が現場対処として罪を犯した高齢者の支援をしている状況が浮き彫りとなる。つまり高齢者と犯罪とを結びつける視点は新しい視点である」と述べており（中尾2014）、高齢者の犯罪を研究する上での福祉と司法の融合性について指摘している。そこで、本章では、高齢者の犯罪の主な要因として考えられている孤立や貧困について、福祉の視点

から着目することにより、罪を犯した高齢者が地域社会にどのように定着していけるのかということについて考察していく。

(1) 高齢者の孤立と貧困に関する先行研究の動向

現在、高齢者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、その結果、高齢者の孤立が問題視されている。このことについて、新井は「昨今、マスコミ等が孤独死を社会問題として取り扱うようになり、孤独死問題の背景にある社会的孤立への国民の関心も高まっています」と述べており（新井 2014）、高齢者の孤立が社会的問題とされつつあることを表している。そして中尾は「高齢者犯罪の増加が注目されるようになって以降、2008 年版『犯罪白書』並びに関連する研究者が最も有力視しているのは、この高齢者の孤立説である。今日では定説である」と述べており（中尾 2014）、高齢者の犯罪と高齢者の孤立問題が深く関連していることについて指摘している。

内閣府は、平成 23 年版高齢社会白書において、社会的孤立を「家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態」とであると定義している（内閣府 2011）。したがって、社会的孤立とは、独居あるいは家族と同居といった、いわゆる家族構成のみではその者が孤立しているかどうかということについて、一概に判断することができないものである。例えば、独居の者であっても、近隣住民や友人、別居の家族との交流があれば社会的に孤立しているとは言えず、また、家族と同居している者であっても、普段から家族との交流が少なく、さらに近隣住民や友人など外部との接する機会も少なければ、社会的孤立に陥る危険性があると言える。

また、高齢者の孤立に伴う貧困問題についても、現在注目すべき社会問題の 1 つである。このことについて、藤田は「高齢者の生活環境が急速に悪化しています。いくつかのニュース報道を見るだけで、高齢者の犯罪、老老介護、孤独死、貧困といった問題がさまざまな形で深刻化していることがわかります」と述べている（藤田 2015b:19）。しかし、その反面で「とくにこれまで、子どもの貧困や若者世代の貧困に注目が集まってきましたが、意外と盲点だったのが高齢者の貧困です」とも述べており（藤田 2015c:231）、今まで高齢者の貧困がとかく問題視されてこなかった事実があることについても指摘している。さらに、山口は「ポイントは『いざとなったら頼れる人』の存在である。単に『低所得』であるというだけでは『貧困』であるとはいえず『いざとなったら頼れる人』がない状態であることが『貧困』である」と述べており（山口 2012:153）、貧困が単に低所得が原因による生活困窮問題だけにとどまらず、社会的孤立をも含めた広義なものであることを指摘している¹²⁾。このことについて、藤田も「関係性の貧困」という言葉で表現している（藤田 2015a:31）。

このように、現在、高齢者の孤立と貧困は大きな社会問題となっている。その結果、法務省は「犯罪性が進んだ高齢犯罪者ほど、社会的な孤立や経済的不安といった深刻な問題を抱えており、このことが高齢犯罪者全般の主な増加原因である」と述べており（法務省法務総合研究所 2008）、高齢者の犯罪と孤立・貧困の間には密接な関係性があることを示唆している。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

罪を犯した高齢者が地域社会に定着していくことの困難さについて、彼らの生活環境要因（孤立や貧困から再犯・累犯に陥ってしまうケース）以外にも、地域力の弱さとして地域社会が抱える課題と捉えるべきであるということは先述したとおりである。そこで、福祉的視点から昨今の地域社会に関する施策の動向について述べていく。

厚生労働省（以下、厚労省という）は、現在、高齢化率が30%を超すと推測される2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推進している。地域包括ケアシステムについて、地域包括ケア研究会は「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制」と定義している（地域包括ケア研究会2013）。さらに、厚労省は、地域包括ケアシステムの在り方について「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること」と述べている（厚生労働省老健局2013）。つまり、地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構成する5つの要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）に関連するサービスについて、一体的に提供する体制のことである。そして、この5つの構成要素を実際に支える方法として、①自助・②互助・③共助・④公助の4つがある。下記の図3は、これら4つの「助」に関するそれぞれの具体的な取り組みについてまとめたものである。

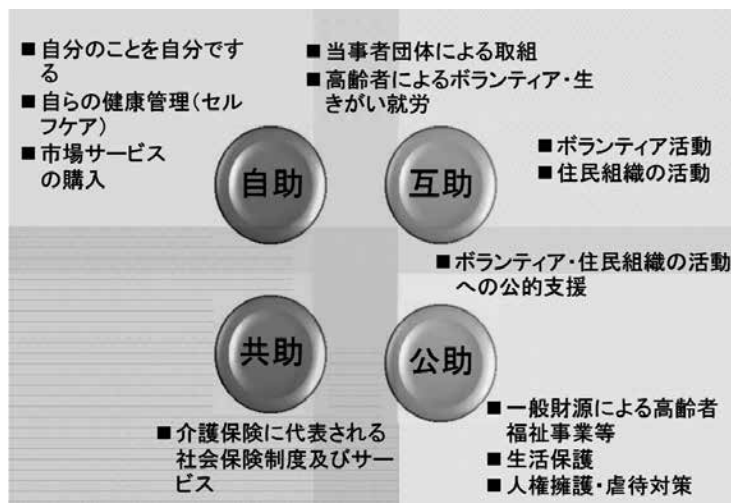


図3 児自助・互助・共助・公助の具体的な取り組み

資料：「地域包括ケアシステムについて」厚生労働省老健局平成25年6月より引用

それぞれの違いについて、図3より、自助は自発的に生活課題を解決する力、互助はお互いが解決し合う力、共助は制度化された相互扶助、公助は自助・互助・共助では支えることができない問題に対して最終的に対応する制度であることが伺える¹³⁾。また、地域包括ケアシステム研究会は、今後の少子高齢化による財政状況から、共助・公助に対する大幅な拡

充の期待は困難なため、自助・互助の果たす役割の範囲が大きくなるとしている。

これまでも自助・共助・公助の3つに関しては、地域社会を支える際に、その必要性が唱えられてきた。しかし、現在推進されている地域包括ケアシステムの概念が創設されると、その中に互助が新しく加えられた。したがって、互助は、これまでの自助・共助・公助を補完する役割である。例えば、地域包括ケア研究会は、生活支援における互助の役割について「生活支援の中には、食事の準備など、サービス化（外部市場化）できる支援もあれば、近隣住民の声かけや見守りなど、必ずしもサービス化されていないが、実際に地域社会の中で提供されているインフォーマルな支援まで幅広いものが存在し、その担い手も多様である。また、経済的支援や生活困窮者に対する生活支援は『福祉サービス』として提供されることもある」と述べている（地域包括ケア研究会 2013）。

地域包括ケアシステムの定義によると、貧困な高齢者であっても、生活支援や医療・介護など、様々なサービスを受けることにより住み慣れた地域で生活を続けていくことは可能である。また、高齢者の孤立に関する問題についても、地域包括ケアシステムの構築により回避することができる。このことについて、和気は「地域からの排除や孤立の問題に着目し、市町村の責任の下で地域の多様な人や機関の参加を図り、格差にかかわらずすべての地域住民が包摂されるような地域包括ケアシステムの構築が目指されるべきである」と述べている（和気 2015）。しかし、現時点において、地域包括ケアシステムは“制度”として保障されるものではなく、あくまで“目標”として規定されているものである。したがって、地域包括ケアシステムの制度化の実現のためにも高齢者の孤立や貧困に関する問題は、地域社会全体で取り組むべきである。

5. まとめ

犯罪者は、たとえその罪を償った上で社会復帰したとしても、その後は社会的排除者として見なされてしまうことが多い。これは、高齢者の場合も同様である。彼らは、社会復帰後、社会とうまく繋がらずに孤立し、さらに貧困に陥り、その結果、生きるために再び罪を犯してしまうことがある。しかし、彼らは“社会的排除者”ではなく“社会的弱者”であり、したがって、彼らの権利は法的に擁護されなければならない。

福祉とは、困っている人を助けるという側面だけでなく、人が幸せに生きている状態を創ることでもある。それは、たとえ罪を犯した高齢者であっても例外ではない。したがって、彼らにも地域社会で人々と共生する権利がある。つまり、人間は決して一人だけで生きている訳ではなく、常に誰かと共に生きている、または生きていけるということである。そして、そのことを実現できる仕組みづくりこそが、司法分野における福祉に課せられた課題である。しかし、本論文では、彼らが地域社会において共生できる具体的な取り組みに関しては言及できていない。そこで、今後は、本論文の内容を踏まえた上で、実際に地域包括ケアシステムが確立されている地域で罪を犯した高齢者の定着に関する実態について調査し研究を続けることが必要であろう。

補 注

- 1) <http://www.stat.go.jp/data/topics/topi901.htm>, 2015/9/28 アクセス
- 2) 更生保護法第1条は、その目的を「この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること」と規定している。
- 3) 犯罪白書における高齢者犯罪の取り扱われ方について、中尾は『犯罪白書』は1960年の発行初年から少年犯罪に着目してきた。高齢者犯罪は長らく注目されてこなかった。実際には少年犯罪は減少傾向にあり、増加傾向にあるのは高齢者による犯罪であると述べている（中尾【2014】：103）。
- 4) 犯罪白書では、高齢犯罪者について65歳以上の犯罪者を指すこととしている。
- 5) 矯正施設とは、法務省矯正局が指導監督する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人指導院のことである。
- 6) 刑法第28条は、仮釈放について「懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無刑期については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」と規定している。
- 7) 仮釈放許可の基準について、社会内処遇規則第28条では「懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をすることおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」と規定している。
- 8) 身上調査書とは、矯正施設の長が収容者などの身上関係事項について、地方委員会などに通知する書面のことである。内容については、犯罪又は非行の概要、動機及び原因、共犯者の状況、本人の生活歴、心身の状態、帰住予定地、引受人の状況、釈放後の生活計画などが記載されている。
- 9) 社会内処遇とは、地域社会を基盤とする処遇のことを指し、矯正施設内で行われる処遇のことを施設内処遇と言う。
- 10) 2014（平成26）年7月1日時点において、更生保護施設は全国で103カ所ある。その中の57カ所が、バリアフリーなどの環境面が整備された指定更生保護施設として指定されている。
- 11) これまではあくまで試行的な配置であった。そこで、2012（平成24）年時点では、社会福祉士が72カ所、精神保健福祉士が10カ所、それぞれ全国の矯正施設に配置されていた。しかし、特別調整の創設に伴い、全国的にこれら有資格者を配置することが整備され始め、2014（平成26）年度からは“努力義務”となった。
- 12) 山口【2012】は、そのような状況が社会的に拡大している実態について、無縁社会の視座から説いている。

- 13) 地域包括ケア研究会は、互助と共助に関し、相互に支え合っているという意味で共通点があるが、互助については費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものと位置づけている。

引用・参考文献

- 新井康友（2014）「高齢者の生活と社会的孤立の現況」『検証「社会保障改革」—住民の暮らしと地域の実態から—』自治体研究社：65-80
- 厚生労働省老健局（2013）『地域包括ケアシステムについて』厚生労働省老健局
- 小坂清文（2009）「平成20年版犯罪白書特集 高齢犯罪者の実態と処遇—急増する高齢者犯罪について—」『罪と罰』46（1）日本刑事政策研究会：21-27
- 榎原喜廣（2009）「高齢者犯罪対策 孤立させず福祉がサポート」『月刊カレント』775 潮流社：20-23
- 重田信一（2009）『ふくしと教育』大学図書出版
- 地域包括ケア研究会（2013）『持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点』三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 内閣府（2011）『平成23年版高齢社会白書』印刷通販
- 内閣府（2014）『平成26年版高齢社会白書』日経印刷
- 中尾暢見（2014）「激増する高齢者犯罪」『専修人間科学論集』4（2）専修大学人間科学学会：101-117
- 野坂明弘（2015）「高齢犯罪者の動向と処遇」『更生保護』6 日本更生保護協会：6-12
- 藤田孝典（2015a）『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』朝日新書
- 藤田孝典（2015b）「実態からみえてくる高齢者の貧困—下流老人の存在—」『住民と自治』627 自治体研究社：19-21
- 藤田孝典（2015c）「支援の現場から見えてきた高齢者の貧困」『前衛』6 日本共産党委員会：221-231
- 法務省法務総合研究所（2008）『平成20年版犯罪白書—高齢犯罪者の実態と処遇—』大平印刷社
- 法務省法務総合研究所（2014）『平成26年版犯罪白書—窃盗事犯者と再犯—』日経印刷社
- 松本勝（2015）『更生保護入門』成文堂
- 森長秀・伊東享子ほか（2013）『更生保護制度 社会福祉士シリーズ20』弘文堂
- 山口道宏（2012）『無縁介護 単身高齢者の老い・孤立・貧困』現代書館
- 吉川知巳（2012）「高齢者犯罪の諸相とソーシャルワーカーの役割」『愛知新城大谷大学研究紀要』9 愛知新城大谷大学：31-35
- 和気純子（2015）「要介護高齢者の貧困と社会的排除」『老年社会科学』36（4）日本老年社会科学会：433-438